

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月12日
【四半期会計期間】	第12期第3四半期（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）
【会社名】	エキサイト株式会社
【英訳名】	Excite Japan Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 野田 俊介
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー20階
【電話番号】	03(5488)6809
【事務連絡者氏名】	取締役チーフ・フィナンシャル・オフィサー兼財務管理本部長 中島 徹
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー20階
【電話番号】	03(5488)6809
【事務連絡者氏名】	取締役チーフ・フィナンシャル・オフィサー兼財務管理本部長 中島 徹
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第12期 第3四半期連結 累計期間	第12期 第3四半期連結 会計期間	第11期
会計期間	自平成20年4月1日 至平成20年12月31日	自平成20年10月1日 至平成20年12月31日	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
売上高(千円)	9,737,458	3,104,238	13,169,544
経常損失(千円)	474,125	116,528	212,047
四半期(当期)純損失(千円)	1,956,996	91,948	1,969,209
純資産額(千円)	-	5,348,046	7,223,998
総資産額(千円)	-	7,131,431	8,639,899
1株当たり純資産額(円)	-	79,018.86	110,920.88
1株当たり四半期(当期)純損失金額(円)	31,611.35	1,483.26	32,058.36
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	-	68.8	79.3
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	27,511	-	197,033
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	256,641	-	690,338
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	4,904	-	82,314
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (千円)	-	3,841,265	4,120,513
従業員数(人)	-	215	210

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

## 2【事業の内容】

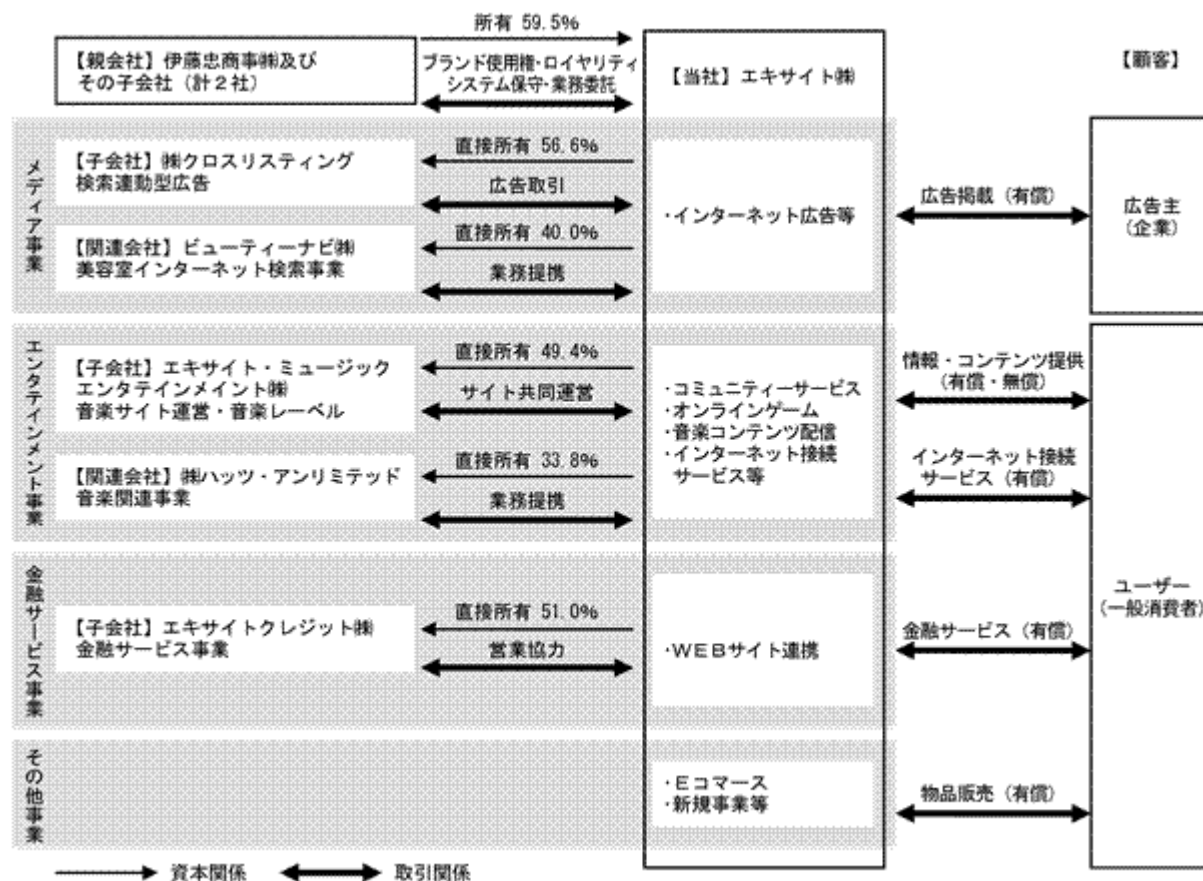
当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第1四半期連結会計期間から事業の種類別セグメントを変更しております。変更の内容につきましては、「第5 経理の状況 1. 四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報）」に記載のとおりです。

また、第2四半期連結会計期間まで連結子会社であった株式会社クロスネットワークス（メディア事業セグメント）及びエキサイトF X株式会社（金融サービス事業セグメント）が、第3四半期会計期間より連結対象でなくなりました。株式会社クロスネットワークスは平成20年10月31日をもって会社清算を結了、エキサイトF X株式会社につきましては、平成20年10月7日付けで同社の全株式を譲渡いたしました。

なお、連結子会社である株式会社オンネットジャパンは、平成20年11月4日開催の同社取締役会にて解散することを決議しております。

当社グループの構成及び事業内容についての系統図は以下のとおりです。



- 平成17年12月8日、NTTレゾナント株式会社と合併でインターネット検索サービス会社 株式会社クロスリスティングを設立しました。検索連動型広告（リスティング広告）の専門会社として、同事業の拡大を図っております。
- 平成18年1月24日、株式会社オリエントコーポレーション及び伊藤忠商事株式会社と合併でインターネット専門の金融サービス会社 エキサイトクレジット株式会社を設立しました。インターネットと親和性の高い金融サービスを展開することで、グループ全体の事業領域を拡大し、金融分野での収益の獲得を目指します。
- 平成19年3月22日、音楽レーベル事業に進出するため、エキサイト・ミュージックエンタテインメント株式会社を設立しました。
- 平成19年4月11日、音楽ソフトの作成及び販売、原盤権の取り扱いを事業とする株式会社ハッツ・アンリミテッドの第三者割当増資を引き受けました。当社は同社との業務提携を通じて音楽関連事業の拡大を目指します。
- 平成19年6月15日、美容室のインターネット検索サイトを運営するビューティーナビ株式会社の第三者割当増資を引き受けました。当社は同社の美容室情報を活用しポータルサイトコンテンツの充実を図っております。

### 3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において連結範囲の変更がありました。その内容は次のとおりです。

連結子会社の減少

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	変更の事由等
(連結子会社) 株式会社クロスネット ワークス	東京都渋谷区	75,000	メディア事業	83.4	会社清算 (平成20年10月31日)
エキサイトFX株式会社	東京都渋谷区	200,000	金融サービス事業	100.0	同社全株式の譲渡 (平成20年10月7日)

(注) 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

なお、連結子会社である株式会社オンネットジャパン(その他事業)は、平成20年11月4日開催の同社取締役会にて解散することを決議しております。

### 4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(人)	215 (53)
---------	----------

- (注) 1. 従業員数は就業人員(社外から当社への出向者を含む)であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員、パートタイマー等)は、当第3四半期連結会計期間の平均人員を( )内に外数で記載しております。  
 2. 従業員数には、使用人兼務役員を含めておりません。

(2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(人)	164 (38)
---------	----------

- (注) 1. 従業員数は就業人員(社外から当社への出向者を含む)であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員、パートタイマー等)は、当第3四半期会計期間の平均人員を( )内に外数で記載しております。  
 2. 従業員数には、使用人兼務役員を含めておりません。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当する事項はありません。

(2) 受注状況

該当する事項はありません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントで示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
メディア事業(千円)	859,167
エンタテインメント事業(千円)	2,151,080
金融サービス事業(千円)	13,337
その他事業(千円)	83,452
セグメント間取引消去	2,800
合計(千円)	3,104,238

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当第3四半期連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)
GMOペイメントゲートウェイ株式会社(注)	1,277,947	41.2

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. GMOペイメントゲートウェイ株式会社とは回収代行契約を締結しており、上記金額は一般顧客に対する回収代行依頼金額を記載しております。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものです。

#### (1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間（10 - 12月期）の売上高は3,104百万円となりました。メディア事業につきましては、米国発の金融危機の深刻さが顕著になった秋以降、わが国でも景気が減速し企業業績の急激な悪化に伴い、広告主の出稿意欲が冷え込みました。そのため、インターネット広告媒体に対する選別も厳しくなり、当社の広告販売活動は受注単価及び受注件数ともに低調な推移となりました。一方で、ワールドワイドで展開する外資系企業から特別Webサイトの制作を伴う大型のタイアップ広告を受注するなど、新たな顧客層の獲得に成功したほか、アドネットワークに参加することで営業の効率化を進めております。また、景気低迷下における広告需要に対応するため、ネット上で試供品のモニターを組織化するサービスを開始しました。このほか、PCインターネットで人気のある女性向けコンテンツ「ビューティーナビ」を携帯電話ユーザーに対しても配信（公式メニュー化）するなど、女性ユーザーを対象とするモバイル広告媒体への取り組みを強化しました。このような状況により当セグメントの売上高は859百万円となりました。もう一つの主力事業であるエンタテインメント事業は、オンラインゲーム及び音楽コンテンツ配信サービスとも既存コンテンツでの営業が中心で収益は伸び悩みましたが、インターネット接続サービスは、価格競争力のある料金設定が引き続き好評で、安定的に会員数を伸ばし増収傾向を維持しました。これらにより当セグメントの売上高は2,151百万円となりました。

利益面につきましては、当第3四半期連結会計期間は115百万円の営業損失となりました。第2四半期連結会計期間（7 - 9月期）に比べ損失幅は108百万円改善いたしました。これは、損失を計上していた外為証拠金取引（FX）事業から撤退（子会社を譲渡）したこと、第2四半期連結会計期間においてサーバーやネットワーク機器、ソフトウェア等の固定資産及びリース資産についての減損処理によって償却費負担が軽減されたこと、広告宣伝費や販売促進費等の営業経費の節減に努めたことによるものです。セグメント別の営業利益は、メディア事業で4百万円、エンタテインメント事業で129百万円となりました。金融サービス事業は、FX事業からの撤退により収支が均衡いたしました。その他事業（Eコマース、海外モバイルサービス）につきましては、先行投資事業に位置づけられるものの、ビジネスモデルの確立に時間を要しており営業損失の状況が続いております。

最終損益は、91百万円の四半期純損失となりました。当第3四半期連結会計期間においてFX事業の子会社の譲渡等によって生じた関係会社株式売却益41百万円を特別利益として計上しております。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期末の現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ279百万円減少し3,841百万円となりました。当第3四半期連結会計期間（10 - 12月期）は、76百万円の税金等調整前四半期純損失を計上しましたが、売上債権の減少による資金の回収が進み、また、投資活動においても小規模な案件に限られたため、フリーキャッシュ・フローの収支が均衡する状況となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローにつきましては、当第3四半期連結累計期間（4 - 12月期）で27百万円の資金の支出となりました。当10 - 12月期は、売上債権が減少し279百万円の資金収入となる一方、仕入債務の減少により114百万円の資金の支出が生じました。売上債権及び仕入債務減少の主な要因といたしましては、広告販売の低迷や第2四半期末に計上していた音楽イベントに係る取引が決済されたことが挙げられます。

投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、当4 - 12月期で256百万円の資金を投資しました。当10 - 12月期の主な内容としましては、無形固定資産の取得としてメールサービス及び音楽コンテンツ配信に係るソフトウェアにそれぞれ15百万円、44百万円の資金を使用しました。

財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、当4 - 12月期で株式の発行による収入として4百万円を計上しております。これはストックオプションの行使による払込代金で、当10 - 12月期は1百万円の払い込みがありました。

#### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

#### (4) 研究開発活動

該当事項はありません。

#### (5) 経営の現状認識と見通し

当社グループは、インターネット上におけるメディア事業（広告収益）を基幹ビジネスとして事業領域を拡大してきましたが、メディア事業の収益性に変化を生じている中、成長分野として注力してきたエンタテインメント事業やその他新規事業のビジネスモデルが現時点で確立途上にあります。こうした状況を踏まえ、グループ全体の収益構造を見直し、強化することに取り組んでいるところであります。事業ドメインの見極めをはじめ、競争優位性及び事業戦略の差別化について、今一度、練り直しが必要な時期にあり、まずは、早期に営業利益段階での黒字化を实

現すべく、コスト構造の改善を進めるとともに、付加価値の高いサービス分野への経営資源の「選択と集中」を図っていく方針であります。

### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間における事業・サービスの充実及び業容の拡大のための主な設備投資の内容は、以下のとおりです。

提出会社

事業所名 (所在地)	事業の種類別セグメント	設備の内容	帳簿価額 (千円)					従業員数 (人)
			建物及び 構築物	工具器 具備品	権利金	ソフト ウェア	のれん	
本社 (東京都渋谷区)	メディア事業	メールサービス関係	-	-	-	14,250	-	98(21)
	エンタテインメント事業	音楽コンテンツ配信関係	-	-	-	42,078	-	58(22)

(注) 1. 帳簿価額には、ソフトウェア仮勘定の金額を含んでおりません。

2. 従業員数は就業人員(社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員及びパートタイマー等)は、当第3四半期連結会計期間の平均人員を( )内に外数で記載しております。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。



## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	188,000
計	188,000

##### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年2月12日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	62,080	62,080	ジャスダック証券取引所	-
計	62,080	62,080	-	-

(注)「提出日現在発行数」には、平成21年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

#### (2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。  
 平成14年12月19日臨時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	338個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	676株 (注)1, 2
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり15,230円 (注)3
新株予約権の行使期間	平成17年5月2日から 平成24年12月18日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 15,230円 資本組入額 7,615円
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡は当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 割当てられた新株予約権2,005個から、行使された新株予約権の数及び権利放棄等の理由により新株予約権を行使する権利を喪失した者の新株予約権の数を減じて記載しております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数を減じて記載しております。

2. 発行当初、新株予約権1個につき目的となる株式は1株でありましたが、平成17年8月19日付けで普通株式1株を2株とする株式分割を実施しておりますので、新株予約権1個につき目的となる株式は2株となっております。

新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という)以降、新株予約権の目的となる株式数は、新株予約権1個あたりの払込価額にその時点において対象者が行使請求した新株予約権の数を乗じて得られた額をその時々における新株予約権の行使に際して払込をすべき1株あたりの額で除した数としております。但し、0.01株未満の端数が生ずるときは切り捨てることとしております。

3. 発行当初、新株予約権1株あたりの払込金額は30,460円でありましたが、平成17年8月19日付けで普通株式1株を2株とする株式分割を実施しておりますので、新株予約権1株あたりの払込金額は15,230円となっております。

新株予約権1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という)は、発行日以後、以下の規定にしたがい調整されるものとします。

(ア)対象者は、当社株式にかかる株券(以下、「会社株券」という)が店頭登録有価証券として日本証券業協会に登録(以下、「店頭登録」という)された日より6ヶ月を経過した日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方(以下、「権利行使可能日」という)以後において、次項以下の規定に従い、新株予約権を行使することができます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(イ)当社が調整前における行使価額を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合には、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。ただし、本項でいう「自己株式の処分」は、新株予約権の行使により新株式を発行又は自己株式を処分する場合を除きます。また、「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数をいい、当社の保有する自己株式数は含みません。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数(又は処分する自己株式数)}}$$

また、その時点における行使価額を下回る価額により新株式の発行又は自己株式の移転を受けることができる新株予約権又は新株予約権が付された新株予約権付社債の発行が行われる場合にも適宜調整されます。この場合において、1株あたりの払込金額は、当該新株予約権を行使した場合の1株あたりの新株式の発行価額又は自己株式の処分価額をいいます。

(ウ)当社が他社と吸収合併を行う場合において、合併契約書により新株予約権を存続会社において承継することが認められたとき、又は当社が会社分割を行う場合において、分割によって設立された会社もしくは分割によって営業を承継する会社が新株予約権にかかる当社の義務を承継する場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- (ア) 対象者は、当社株式にかかる株券（以下、「会社株券」という）が店頭登録有価証券として日本証券業協会に登録（以下、「店頭登録」という）された日より6ヶ月を経過した日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方（以下、「権利行使可能日」という）以後において、次項以下の規定に従い、新株予約権を行使することができます。
- (イ) 対象者による新株予約権の行使は、下記の各期間の満了日までに各対象者が行使した新株予約権の累計数が当該対象者に対して発行された新株予約権の総数に当該期間の右側に示した割合を掛け合わせた数（新株予約権1個未満となる場合は小数第1位を四捨五入するものとする。）を上回らないことを条件とします。
- 権利行使可能日より6ヶ月を経過する日まで：25%
  - 権利行使可能日より6ヶ月を経過した日から1年6ヶ月を経過する日まで：50%
  - 権利行使可能日より1年6ヶ月を経過した日から2年6ヶ月を経過する日まで：75%
  - 権利行使可能日より2年6ヶ月を経過した日から5年を経過する日まで：100%

- (ウ) 対象者は、新株予約権の行使時においても当社又は当社子会社若しくは関連会社の取締役、監査役および従業員（顧問を含む）の地位（以下、「権利行使資格」という）を保有していることを要します。但し、対象者が以下の各号の原因により権利行使資格を喪失した場合は、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができます。その場合の権利行使期間は、権利行使可能日前に権利行使資格を喪失した場合は、権利行使可能日後3ヶ月を経過する日まで、権利行使可能日後に権利行使資格を喪失した場合は、権利行使資格喪失後3ヶ月を経過する日までとします。
- 重度の心身の障害による執務不能
  - 定年による退職
  - 業務命令による子会社又は関連会社以外の会社への転籍
- (エ) 対象者が新株予約権の権利行使可能日以後に死亡した場合、対象者の相続人は、資格喪失後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができるものとします。なお、対象者が権利行使可能日前に死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象者の相続人は新株予約権を行使できないものとします。
- (オ) 対象者に、定款もしくは社内規則に違反する重大な行為があった場合、又は権利行使資格の喪失の前後を問わず、また(ウ)に該当するか否かを問わず、対象者が新株予約権を放棄したとき、もしくは新株予約権の発行の目的に照らして対象者に新株予約権を行使させることが相当でない事由として当社取締役会決議により定める事由が生じたときは、対象者は、以後新株予約権を行使することができないものとします。
- (カ) 対象者は、新株予約権の質入れその他の処分をすることができません。
- (キ) 上記のほか、当社は取締役会決議および取締役会決議に基づく当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約（以下、「新株予約権割当契約」という）において、新株予約権の行使の条件、当社への新株予約権返還事由その他の事項を定めることができます。

平成14年12月19日臨時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	150個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	300株 (注)1, 2
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり15,230円 (注)3
新株予約権の行使期間	平成17年11月2日から 平成24年12月18日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 15,230円 資本組入額 7,615円
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡は当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 割当てられた新株予約権520個から、行使された新株予約権の数及び権利放棄等の理由により新株予約権を行使する権利を喪失した者の新株予約権の数を減じて記載しております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数を減じて記載しております。

2. 発行当初、新株予約権1個につき目的となる株式は1株でありましたが、平成17年8月19日付けで普通株式1株を2株とする株式分割を実施しておりますので、新株予約権1個につき目的となる株式は2株となっております。

新株予約権1個につき目的となる株式は1株ですが、新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という)以降、新株予約権の目的となる株式数は、新株予約権1個あたりの払込価額にその時点において対象者が行使請求した新株予約権の数を乗じて得られた額をその時々における新株予約権の行使に際して払込をすべき1株あたりの額で除した数としております。但し、0.01株未満の端数が生ずるときは切り捨てることとしております。

3. 発行当初、新株予約権1株あたりの払込金額は30,460円でありましたが、平成17年8月19日付けで普通株式1株を2株とする株式分割を実施しておりますので、新株予約権1株あたりの払込金額は15,230円となっております。

新株予約権1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という)は、発行日以後、以下の規定にしたがい調整されるものとします。

(ア)当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(イ)当社が調整前における行使価額を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合には、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。ただし、本項でいう「自己株式の処分」は、新株予約権の行使により新株式を発行又は自己株式を処分する場合を除きます。また、「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数をいい、当社の保有する自己株式数は含みません。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数(又は処分する自己株式数)}}$$

また、その時点における行使価額を下回る価額により新株式の発行又は自己株式の移転を受けることができる新株予約権又は新株予約権が付された新株予約権付社債の発行が行われる場合にも適宜調整されます。この場合において、1株あたりの払込金額は、当該新株予約権を行使した場合の1株あたりの新株式の発行価額又は自己株式の処分価額をいいます。

(ウ)当社が他社と吸収合併を行う場合において、合併契約書により新株予約権を存続会社において承継することが認められたとき、又は当社が会社分割を行う場合において、分割によって設立された会社もしくは分割によって営業を承継する会社が新株予約権にかかる当社の義務を承継する場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(ア)対象者は、当社株式にかかる株券(以下、「会社株券」という)が店頭登録有価証券として日本証券業協会に登録(以下、「店頭登録」という)された日より1年を経過した日及び権利行使期間の開始日のいず

れか遅い方の日（以下、「権利行使可能日」という）以後において、次項以下の規定に従い、新株予約権を行使することができます。

- (イ) 対象者による新株予約権の行使は、下記の各期間の満了日までに各対象者が行使した新株予約権の累計数が当該対象者に対して発行された新株予約権の総数に当該期間の右側に示した割合を掛け合わせた数（新株予約権 1 個未満となる場合は小数第 1 位を四捨五入するものとする。）を上回らないことを条件とします。

権利行使可能日より 1 年を経過する日まで：25%

権利行使可能日より 1 年を経過した日から 2 年を経過する日まで：50%

権利行使可能日より 2 年を経過した日から 3 年を経過する日まで：75%

権利行使可能日より 3 年を経過した日から 4 年を経過する日まで：100%

- (ウ) 対象者は、新株予約権の行使時においても当社又は当社子会社若しくは関連会社の取締役、監査役および従業員（顧問を含む）の地位（以下、「権利行使資格」という）を保有していることを要します。但し、対象者が以下の各号の原因により権利行使資格を喪失した場合は、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができます。その場合の権利行使期間は、権利行使可能日前に権利行使資格を喪失した場合は、権利行使可能日後3ヶ月を経過する日まで、権利行使可能日後に権利行使資格を喪失した場合は、権利行使資格喪失後3ヶ月を経過する日までとします。
- 重度の心身の障害による執務不能
  - 定年による退職
  - 業務命令による子会社又は関連会社以外の会社への転籍
- (エ) 対象者が新株予約権の権利行使可能日以後に死亡した場合、対象者の相続人は、資格喪失後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができるものとします。なお、対象者が権利行使可能日前に死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象者の相続人は新株予約権を行使できないものとします。
- (オ) 対象者に、定款もしくは社内規則に違反する重大な行為があった場合、又は権利行使資格の喪失の前後を問わず、また(ウ)に該当するか否かを問わず、対象者が新株予約権を放棄したとき、もしくは新株予約権の発行の目的に照らして対象者に新株予約権を行使させることが相当でない事由として当社取締役会決議により定める事由が生じたときは、対象者は、以後新株予約権を行使することができないものとします。
- (カ) 対象者は、新株予約権の質入れその他の処分をすることができません。
- (キ) 上記のほか、当社は取締役会決議および取締役会決議に基づく当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約（以下、「新株予約権割当契約」という）において、新株予約権の行使の条件、当社への新株予約権返還事由その他の事項を定めることができます。

平成15年6月26日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	55個(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	110株 (注)1, 2
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり16,500円 (注)3
新株予約権の行使期間	平成17年6月27日から 平成25年6月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 16,500円 資本組入額 8,250円
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡は当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 割当てられた新株予約権145個から、行使された新株予約権の数及び権利放棄等の理由により新株予約権を行使する権利を喪失した者の新株予約権の数を減じて記載しております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数を減じて記載しております。

2. 発行当初、新株予約権1個につき目的となる株式は1株でありましたが、平成17年8月19日付けで普通株式1株を2株とする株式分割を実施しておりますので、新株予約権1個につき目的となる株式は2株となっております。

新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という)以降、新株予約権の目的となる株式数は、新株予約権1個あたりの払込価額にその時点において対象者が行使請求した新株予約権の数を乗じて得られた額をその時々における新株予約権の行使に際して払込をすべき1株あたりの額で除した数としております。但し、0.01株未満の端数が生ずるときは切り捨てることとしております。

3. 発行当初、新株予約権1株あたりの払込金額は33,000円でありましたが、平成17年8月19日付けで普通株式1株を2株とする株式分割を実施しておりますので、新株予約権1株あたりの払込金額は16,500円となっております。

新株予約権1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という)は、発行日以後、以下の規定にしたがい調整されるものとします。

(ア)当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(イ)当社が調整前における行使価額を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合には、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。ただし、本項でいう「自己株式の処分」は、新株予約権の行使により新株式を発行又は自己株式を処分する場合を除きます。また、「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数をいい、当社の保有する自己株式数は含みません。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数(又は処分する自己株式数)}} \times \text{(又は1株あたりの処分価額)}$$

また、その時点における行使価額を下回る価額により新株式の発行又は自己株式の移転を受けることができる新株予約権又は新株予約権が付された新株予約権付社債の発行が行われる場合にも適宜調整されます。この場合において、1株あたりの払込金額は、当該新株予約権を行使した場合の1株あたりの新株式の発行価額又は自己株式の処分価額をいいます。

(ウ)当社が他社と吸収合併を行う場合において、合併契約書により新株予約権を存続会社において承継することが認められたとき、又は当社が会社分割を行う場合において、分割によって設立された会社もしくは分割によって営業を承継する会社が新株予約権にかかる当社の義務を承継する場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(ア)対象者は、当社株式にかかる株券(以下、「会社株券」という)が店頭登録有価証券として日本証券業協会に登録(以下、「店頭登録」という)された日より6ヶ月を経過した日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方(以下、「権利行使可能日」という)以後において、次項以下の規定に従い、新株予約権



を行使することができます。

- (イ) 対象者による新株予約権の行使は、下記の各期間の満了日までに各対象者が行使した新株予約権の累計数が当該対象者に対して発行された新株予約権の総数に当該期間の右側に示した割合を掛け合わせた数（新株予約権1個未満となる場合は小数第1位を四捨五入するものとする。）を上回らないことを条件とします。

権利行使可能日より6ヶ月を経過する日まで：25%

権利行使可能日より6ヶ月を経過した日から1年6ヶ月を経過する日まで：50%

権利行使可能日より1年6ヶ月を経過した日から2年6ヶ月を経過する日まで：75%

権利行使可能日より2年6ヶ月を経過した日から5年を経過する日まで：100%

(ウ) 対象者は、新株予約権の行使時においても当社又は当社子会社若しくは関連会社の取締役、監査役および従業員（顧問を含む）の地位（以下、「権利行使資格」という）を保有していることを要します。但し、対象者が以下の各号の原因により権利行使資格を喪失した場合は、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができます。その場合の権利行使期間は、権利行使可能日前に権利行使資格を喪失した場合は、権利行使可能日後3ヶ月を経過する日まで、権利行使可能日後に権利行使資格を喪失した場合は、権利行使資格喪失後3ヶ月を経過する日までとします。

重度の心身の障害による執務不能

定年による退職

業務命令による子会社又は関連会社以外の会社への転籍

(エ) 対象者が新株予約権の権利行使可能日以後に死亡した場合、対象者の相続人は、資格喪失後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができるものとします。なお、対象者が権利行使可能日前に死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象者の相続人は新株予約権を行使できないものとします。

(オ) 対象者に、定款もしくは社内規則に違反する重大な行為があった場合、又は権利行使資格の喪失の前後を問わず、また(ウ)に該当するか否かを問わず、対象者が新株予約権を放棄したとき、もしくは新株予約権の発行の目的に照らして対象者に新株予約権を行使させることが相当でない事由として当社取締役会決議により定める事由が生じたときは、対象者は、以後新株予約権を行使することができないものとします。

(カ) 対象者は、新株予約権の質入れその他の処分をすることができません。

(キ) 上記のほか、当社は取締役会決議および取締役会決議に基づく当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約（以下、「新株予約権割当契約」という）において、新株予約権の行使の条件、当社への新株予約権返還事由その他の事項を定めることができます。

平成15年10月10日臨時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	62個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	124株 (注)1, 2
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり18,000円 (注)3
新株予約権の行使期間	平成17年10月11日から 平成25年10月9日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 18,000円 資本組入額 9,000円
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡は当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 . 割当てられた新株予約権290個から、行使された新株予約権の数及び権利放棄等の理由により新株予約権を行使する権利を喪失した者の新株予約権の数を減じて記載しております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数を減じて記載しております。

2. 発行当初、新株予約権1個につき目的となる株式は1株でありましたが、平成17年8月19日付けで普通株式1株を2株とする株式分割を実施しておりますので、新株予約権1個につき目的となる株式は2株となっております。

新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という)以降、新株予約権の目的となる株式数は、新株予約権1個あたりの払込価額にその時点において対象者が行使請求した新株予約権の数を乗じて得られた額をその時々における新株予約権の行使に際して払込をすべき1株あたりの額で除した数としております。但し、0.01株未満の端数が生ずるときは切り捨てることとしております。

3. 発行当初、新株予約権1株あたりの払込金額は36,000円でありましたが、平成17年8月19日付けで普通株式1株を2株とする株式分割を実施しておりますので、新株予約権1株あたりの払込金額は18,000円となっております。

新株予約権1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という)は、発行日以後、以下の規定にしたがい調整されるものとします。

- (ア) 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (イ) 当社が調整前における行使価額を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合には、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。ただし、本項でいう「自己株式の処分」は、新株予約権の行使により新株式を発行又は自己株式を処分する場合を除きます。また、「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数をいい、当社の保有する自己株式数は含みません。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数 (又は処分する自己株式数)}} \times \text{(又は1株あたりの処分価額)}$$

また、その時点における行使価額を下回る価額により新株式の発行又は自己株式の移転を受けることができる新株予約権又は新株予約権が付された新株予約権付社債の発行が行われる場合にも適宜調整されま。この場合において、1株あたりの払込金額は、当該新株予約権を行使した場合の1株あたりの新株式の発行価額又は自己株式の処分価額をいいます。

- (ウ) 当社が他社と吸収合併を行う場合において、合併契約書により新株予約権を存続会社において承継することが認められたとき、又は当社が会社分割を行う場合において、分割によって設立された会社もしくは分割によって営業を承継する会社が新株予約権にかかる当社の義務を承継する場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- (ア) 対象者は、当社株式にかかる株券(以下、「会社株券」という)が店頭登録有価証券として日本証券業協会に登録(以下、「店頭登録」という)された日より、対象者のうち新株予約権付与時点において当社の取締役である者(以下、「対象取締役」という)については1年を経過した日、対象者のうち新株予約権付与時点において当社の従業員である者(以下、「対象従業員」という)については6ヶ月を経過した日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日(以下、「権利行使可能日」という)以後において、次項以下の規定に従い、新株予約権を行使することができます。

- (イ) 対象者による新株予約権の行使は、下記の各期間の満了日までに各対象者が行使した新株予約権の累計数が当該対象者に対して発行された新株予約権の総数に当該期間の右側に示した割合を掛け合わせた数(新株予約権1個未満となる場合は小数第1位を四捨五入するものとする。)を上回らないことを条件とします。

- (A) 対象取締役

権利行使可能日より1年を経過する日まで：25%  
 権利行使可能日より1年を経過した日から2年を経過する日まで：50%  
 権利行使可能日より2年を経過した日から3年を経過する日まで：75%  
 権利行使可能日より3年を経過した日から4年を経過する日まで：100%

- (B) 対象従業員

権利行使可能日より6ヶ月を経過する日まで：25%  
 権利行使可能日より6ヶ月を経過した日から1年6ヶ月を経過する日まで：50%  
 権利行使可能日より1年6ヶ月を経過した日から2年6ヶ月を経過する日まで：75%  
 権利行使可能日より2年6ヶ月を経過した日から5年を経過する日まで：100%

(ウ) 対象者は、新株予約権の行使時においても当社又は当社子会社若しくは関連会社の取締役、監査役および従業員（顧問を含む）の地位（以下、「権利行使資格」という）を保有していることを要します。但し、対象者が以下の各号の原因により権利行使資格を喪失した場合は、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができます。その場合の権利行使期間は、権利行使可能日前に権利行使資格を喪失した場合は、権利行使可能日後3ヶ月を経過する日まで、権利行使可能日後に権利行使資格を喪失した場合は、権利行使資格喪失後3ヶ月を経過する日までとします。

重度の心身の障害による執務不能

定年による退職

業務命令による子会社又は関連会社以外の会社への転籍

(エ) 対象者が新株予約権の権利行使可能日以後に死亡した場合、対象者の相続人は、資格喪失後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができるものとします。なお、対象者が権利行使可能日前に死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象者の相続人は新株予約権を行使できないものとします。

(オ) 対象者に、定款もしくは社内規則に違反する重大な行為があった場合、又は権利行使資格の喪失の前後を問わず、また(ウ)に該当するか否かを問わず、対象者が新株予約権を放棄したとき、もしくは新株予約権の発行の目的に照らして対象者に新株予約権を行使させることが相当でない事由として当社取締役会決議により定める事由が生じたときは、対象者は、以後新株予約権を行使することができないものとします。

(カ) 対象者は、新株予約権の質入れその他の処分をすることができません。

(キ) 上記のほか、当社は取締役会決議および取締役会決議に基づく当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約（以下、「新株予約権割当契約」という）において、新株予約権の行使の条件、当社への新株予約権返還事由その他の事項を定めることができます。

平成16年6月24日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	96個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	192株 (注)1, 2
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり125,000円 (注)3
新株予約権の行使期間	平成18年6月25日から 平成26年6月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 125,000円 資本組入額 62,500円
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡は当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 . 割当てられた新株予約権195個から、行使された新株予約権の数及び権利放棄等の理由により新株予約権を行使する権利を喪失した者の新株予約権の数を減じて記載しております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数を減じて記載しております。

2. 発行当初、新株予約権 1 個につき目的となる株式は 1 株でありましたが、平成17年8月19日付けで普通株式 1 株を 2 株とする株式分割を実施しておりますので、新株予約権 1 個につき目的となる株式は 2 株となっております。

新株予約権 1 個につき目的となる株式は 1 株ですが、新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という）以降、新株予約権の目的となる株式数は、新株予約権 1 個あたりの払込価額にその時点において対象者が行使請求した新株予約権の数を乗じて得られた額をその時々における新株予約権の行使に際して払込をすべき 1 株あたりの額で除した数（但し、この場合に0.01株未満の端数が生ずるときは切り捨てる。）とします。

3. 発行当初、新株予約権 1 株あたりの払込金額は250,000円でありましたが、平成17年8月19日付けで普通株式 1 株を 2 株とする株式分割を実施しておりますので、新株予約権 1 株あたりの払込金額は125,000円となっております。

新株予約権 1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という）は、発行日以後、以下の規定にしたがい調整されるものとします。

- (ア) 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (イ) 当社が調整前における行使価額を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合には、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果生ずる 1 円未満の端数は、これを切り上げます。ただし、本項でいう「自己株式の処分」は、新株予約権の行使により新株式を発行又は自己株式を処分する場合を除きます。また、「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数をいい、当社の保有する自己株式数は含みません。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数} \text{ (又は処分する自己株式数)}} \times \text{(又は1株あたりの処分価額)}$$

また、その時点における行使価額を下回る価額により新株式の発行又は自己株式の移転を受けることができる新株予約権又は新株予約権が付された新株予約権付社債の発行が行われる場合にも適宜調整されます。この場合において、1 株あたりの払込金額は、当該新株予約権を行使した場合の 1 株あたりの新株式の発行価額又は自己株式の処分価額をいいます。

- (ウ) 当社が他社と吸収合併を行う場合において、合併契約書により新株予約権を存続会社において承継することが認められたとき、又は当社が会社分割を行う場合において、分割によって設立された会社もしくは分割によって営業を承継する会社が新株予約権にかかる当社の義務を承継する場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- (ア) 対象者は、当社株式にかかる株券（以下、「会社株券」という）が店頭登録有価証券として日本証券業協会に登録（以下、「店頭登録」という）された日より、対象者のうち新株予約権付与時点において当社が定める幹部社員である者（以下、「対象幹部従業員」という）については 1 年を経過した日、対象者のうち新株予約権付与時点において対象幹部従業員以外の当社の従業員である者（以下、「対象従業員」という）については 6 ヶ月を経過した日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日（以下、「権利行使可能日」という）以後において、次項以下の規定に従い、新株予約権を行使することができます。

- (イ) 対象者による新株予約権の行使は、下記の各期間の満了日までに各対象者が行使した新株予約権の累計数が当該対象者に対して発行された新株予約権の総数に当該期間の右側に示した割合を掛け合わせた数（新株予約権 1 個未満となる場合は小数第 1 位を四捨五入するものとする。）を上回らないことを条件とします。

- (A) 対象幹部従業員

権利行使可能日より 1 年を経過する日まで：25%

権利行使可能日より 1 年を経過した日から 2 年を経過する日まで：50%

権利行使可能日より 2 年を経過した日から 3 年を経過する日まで：75%

権利行使可能日より 3 年を経過した日から 4 年を経過する日まで：100%

(B) 対象従業員

- 権利行使可能日より6ヶ月を経過する日まで：25%
- 権利行使可能日より6ヶ月を経過した日から1年6ヶ月を経過する日まで：50%
- 権利行使可能日より1年6ヶ月を経過した日から2年6ヶ月を経過する日まで：75%
- 権利行使可能日より2年6ヶ月を経過した日から5年を経過する日まで：100%

(ウ) 対象者は、新株予約権の行使時においても当社又は当社子会社若しくは関連会社の取締役、監査役および従業員（顧問を含む）の地位（以下、「権利行使資格」という）を保有していることを要します。但し、対象者が以下の各号の原因により権利行使資格を喪失した場合は、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができます。その場合の権利行使期間は、権利行使可能日前に権利行使資格を喪失した場合は、権利行使可能日後3ヶ月を経過する日まで、権利行使可能日後に権利行使資格を喪失した場合は、権利行使資格喪失後3ヶ月を経過する日までとします。

- 重度の心身の障害による執務不能
- 定年による退職
- 業務命令による子会社又は関連会社以外の会社への転籍

(エ) 対象者が新株予約権の権利行使可能日以後に死亡した場合、対象者の相続人は、資格喪失後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができるものとします。なお、対象者が権利行使可能日前に死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象者の相続人は新株予約権を行使できないものとします。

(オ) 対象者に、定款もしくは社内規則に違反する重大な行為があった場合、又は権利行使資格の喪失の前後を問わず、また(ウ)に該当するか否かを問わず、対象者が新株予約権を放棄したとき、もしくは新株予約権の発行の目的に照らして対象者に新株予約権を行使させることが相当でない事由として当社取締役会決議により定める事由が生じたときは、対象者は、以後新株予約権を行使することができないものとします。

(カ) 対象者は、新株予約権の質入れその他の処分をすることができません。

(キ) 上記のほか、当社は取締役会決議および取締役会決議に基づく当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約（以下、「新株予約権割当契約」という）において、新株予約権の行使の条件、当社への新株予約権返還事由その他の事項を定めることができます。

平成17年6月23日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	185個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	370株 (注)1, 2
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり791,606円 (注)3
新株予約権の行使期間	平成19年6月24日から 平成27年6月22日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 791,606円 資本組入額 395,803円
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡は当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 割当てられた新株予約権240個から、権利放棄等の理由により新株予約権を行使する権利を喪失した者の新株予約権の数を減じて記載しております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数を減じて記載しております。

2. 発行当初、新株予約権1個につき目的となる株式は1株でありましたが、平成17年8月19日付けで普通株式1株を2株とする株式分割を実施しておりますので、新株予約権1個につき目的となる株式は2株となっております。

新株予約権1個につき目的となる株式は1株ですが、新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という）以降、新株予約権の目的となる株式数は、新株予約権1個あたりの払込価額にその時点において対象者が行使請求した新株予約権の数を乗じて得られた額をその時々における新株予約権の行使に際して払込をすべき1株あたりの額で除した数（但し、この場合に0.01株未満の端数が生ずるときは切り捨てる。）とします。

3. 発行当初、新株予約権1株あたりの払込金額は1,589,370円でありましたが、平成17年8月19日付けで普通株式1株を2株とする株式分割を実施、また平成18年8月14日付けで第三者割当増資に伴う新株の発行を時価を下回る価額で発行（発行株式数4,700株、発行価額423,700円、発行日前日のジャスダック証券取引所での取引価格終値446,000円）しておりますので、新株予約権1株あたりの払込金額は791,606円となっております。

新株予約権1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という）は、発行日以後、以下の規定にしたがい調整されるものとします。

- (ア) 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (イ) 当社が調整前における行使価額を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合には、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。ただし、本項でいう「自己株式の処分」は、新株予約権の行使により新株式を発行又は自己株式を処分する場合を除きます。また、「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数をいい、当社の保有する自己株式数は含みません。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{（又は処分する自己株式数）} \times \text{（又は1株当たりの処分価額）}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株式発行（又は自己株式処分）前の時価}} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数（又は処分する自己株式数）}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数（又は処分する自己株式数）}}$$

また、その時点における行使価額を下回る価額により新株式の発行又は自己株式の移転を受けることができる新株予約権又は新株予約権が付された新株予約権付社債の発行が行われる場合にも適宜調整されます。この場合において、1株あたりの払込金額は、当該新株予約権を行使した場合の1株あたりの新株式の発行価額又は自己株式の処分価額をいいます。

- (ウ) 当社が他社と吸収合併を行う場合において、合併契約書により新株予約権を存続会社において承継することが認められたとき、又は当社が会社分割を行う場合において、分割によって設立された会社もしくは分割によって営業を承継する会社が新株予約権にかかる当社の義務を承継する場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- (ア) 対象者は、以下の区分にしたがって新株予約権を行使することができます。なお、各区分において行使可能な新株予約権の数が1個未満となる場合は小数第1位を四捨五入するものとします。

- (A) 対象幹部従業員

平成19年6月24日から平成20年6月23日までは、当初の新株予約権の数の25%について権利を行使することができる。

平成20年6月24日から平成21年6月23日までは、すでに行使済みを含めて当初の新株予約権の数の50%までについて権利を行使することができる。

平成21年6月24日から平成22年6月23日までは、すでに行使済みを含めて当初の新株予約権の数の75%までについて権利を行使することができる。

平成22年6月24日から平成27年6月22日までは、新株予約権の数のすべてについて権利を行使することができる。

(B) 対象従業員

平成19年6月24日から平成19年12月23日までは、当初の新株予約権の数の25%について権利を行使することができる。

平成19年12月24日から平成20年12月23日までは、すでに行使済みを含めて当初の新株予約権の数の50%までについて権利を行使することができる。

平成20年12月24日から平成21年12月23日までは、すでに行使済みを含めて当初の新株予約権の数の75%までについて権利を行使することができる。

平成21年12月24日から平成27年6月22日までは、新株予約権の数のすべてについて権利を行使することができる。

(イ) 対象者は、新株予約権の行使時においても当社又は当社子会社若しくは関連会社の取締役、監査役および従業員（顧問を含む）の地位（以下、「権利行使資格」という。）を保有していることを要します。但し、対象者が以下の各号の原因により権利行使資格を喪失した場合は、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができます。その場合の権利行使期間は、平成19年6月23日までに権利行使資格を喪失した場合は平成19年9月23日まで、平成19年6月24日以降に権利行使資格を喪失した場合は、権利行使資格喪失後3ヶ月を経過する日までとします。

重度の心身の障害による執務不能

定年による退職

業務命令による子会社又は関連会社以外の会社への転籍

(ウ) 対象者が平成19年6月24日以降に死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象者の相続人は、資格喪失後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができる。なお、対象者が平成19年6月23日までに死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象者の相続人は新株予約権を行使できないものとします。

(エ) 対象者に、定款もしくは社内規則に違反する重大な行為があった場合、又は権利行使資格の喪失の前後を問わず、また(イ)に該当するか否かを問わず、以下の各号のいずれかの場合に該当するときは、対象者は、以後新株予約権を行使することができないものとします。

(A) 対象幹部従業員

商法第254条ノ2に規定する欠格事由に該当するに至った場合、

商法第264条に違反する競業取引を行った場合、

商法第265条第1項各号記載の行為を行い、当社に対して損害賠償責任を負うべき場合、

当社の事前の書面による承諾なしに当社と競業し又は当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、従業員、顧問、相談役若しくはコンサルタントに就任若しくは就職した場合、

禁固以上の刑に処せられた場合、

新株予約権を放棄した場合、

(B) 対象従業員

故意又は重大な過失によって当社に対して損害を与えた場合、

当社の事前の書面による承諾なしに当社と競業し又は当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、従業員、顧問、相談役若しくはコンサルタントに就任若しくは就職した場合、

禁固以上の刑に処せられた場合、

新株予約権を放棄した場合、

(オ) 対象者は、新株予約権の質入れその他の処分をすることができません。

(カ) その他の条件については、第8期定時株主総会及び新株予約権発行にかかる取締役会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによります。

上記の旧商法規定は会社法上の相当規定に読み替えるものとします。また「店頭登録有価証券として日本証券業協会に登録」が意味するところは、現ジャスダック証券取引所への株式上場を示すものであります。



平成18年6月23日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	350個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	350株 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり761,819円 (注)2
新株予約権の行使期間	平成20年6月24日から 平成24年6月22日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 761,819円 資本組入額 380,910円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡、質入れその他の処分をすることができない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式は1株ですが、新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という)以降、新株予約権の目的となる株式数は、新株予約権1個あたりの払込価額にその時点において対象者が行使請求した新株予約権の数を乗じて得られた額をその時々における新株予約権の行使に際して払込をすべき1株あたりの額で除した数(但し、この場合に0.01株未満の端数が生ずるときは切り捨てる。)とします。

2. 新株予約権1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という)は、発行日以後、以下の規定にしたがい調整されるものとします。

発行当初、新株予約権1株あたりの払込金額は764,782円でありましたが、平成18年8月14日付けで第三者割当増資に伴う新株の発行を時価を下回る価額で発行(発行株式数4,700株、発行価額423,700円、発行日前日のジャスダック証券取引所での取引価格終値446,000円)しておりますので、新株予約権1株あたりの払込金額は761,819円となっております。

(ア)当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(イ)当社が調整前における行使価額を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合には、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。ただし、本項でいう「自己株式の処分」は、新株予約権の行使により新株式を発行又は自己株式を処分する場合を除きます。また、「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数をいい、当社の保有する自己株式数は含みません。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{(又は処分する自己株式数)}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数 (又は処分する自己株式数)}}$$

また、その時点における行使価額を下回る価額により新株式の発行又は自己株式の移転を受けることができる新株予約権又は新株予約権が付された新株予約権付社債の発行が行われる場合にも適宜調整されます。この場合において、1株あたりの払込金額は、当該新株予約権を行使した場合の1株あたりの新株式の発行価額又は自己株式の処分価額をいいます。

(ウ) 当社が他社と吸収合併を行う場合において、合併契約書により新株予約権を存続会社において承継することが認められたとき、又は当社が会社分割を行う場合において、分割によって設立された会社もしくは分割によって営業を承継する会社が新株予約権にかかる当社の義務を承継する場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(ア) 対象者は、以下の区分にしたがって新株予約権を行使することができます。なお、各区分において行使可能な新株予約権の数が1個未満となる場合は小数第1位を四捨五入するものとします。

平成20年6月24日から平成21年6月23日までは、当初の新株予約権の数の25%について権利を行使することができる。

平成21年6月24日から平成22年6月23日までは、すでに行使済みを含めて当初の新株予約権の数の50%までについて権利を行使することができる。

平成22年6月24日から平成23年6月23日までは、すでに行使済みを含めて当初の新株予約権の数の75%までについて権利を行使することができる。

平成23年6月24日から平成24年6月22日までは、新株予約権の数のすべてについて権利を行使することができる。

(イ) 対象者は、新株予約権の行使時においても当社又は当社子会社若しくは関連会社の取締役、監査役および従業員（顧問を含む）の地位（以下、「権利行使資格」という。）を保有していることを要します。但し、対象者が以下の各号の原因により権利行使資格を喪失した場合は、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができます。その場合の権利行使期間は、平成19年6月23日までに権利行使資格を喪失した場合は平成19年9月23日まで、平成19年6月24日以降に権利行使資格を喪失した場合は、権利行使資格喪失後3ヶ月を経過する日までとします。

重度の心身の障害による執務不能

定年による退職

業務命令による子会社又は関連会社以外の会社への転籍

(ウ) 対象者が平成19年6月24日以降に死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象者の相続人は、資格喪失後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができる。なお、対象者が平成19年6月23日までに死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象者の相続人は新株予約権を行使できないものとします。

(エ) 対象者に、定款もしくは社内規則に違反する重大な行為があった場合、又は権利行使資格の喪失の前後を問わず、また(イ)に該当するか否かを問わず、以下の各号のいずれかの場合に該当するときは、対象者は、以後新株予約権を行使することができないものとします。

会社法第331条1に規定する欠格事由に該当するに至った場合。

会社法第356条第1項第1号、第365条第1項に違反する競業取引を行った場合。

会社法第356条第1項第2項又は第3号記載の行為を行い、当社に対して損害賠償責任を負うべき場合。

当社の事前の書面による承諾なしに当社と競業し又は当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、従業員、顧問、相談役若しくはコンサルタントに就任若しくは就職した場合。

禁固以上の刑に処せられた場合。

新株予約権を放棄した場合。

(オ) 対象者は、新株予約権の質入れその他の処分をすることができません。

(カ) その他の条件については、第9期定時株主総会及び新株予約権発行にかかる取締役会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによります。

平成18年6月23日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	366個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	366株 (注)1, 2
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり761,819円 (注)3
新株予約権の行使期間	平成20年6月24日から 平成24年6月22日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 761,819円 資本組入額 380,910円
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡、質入れその他の処分をすることができない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 割当てられた新株予約権610個から、権利放棄等の理由により新株予約権を行使する権利を喪失した者の新株予約権の数を減じて記載しております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数を減じて記載しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式は1株であります。新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という)以降、新株予約権の目的となる株式数は、新株予約権1個あたりの払込価額にその時点において対象者が行使請求した新株予約権の数を乗じて得られた額をその時々における新株予約権の行使に際して払込をすべき1株あたりの額で除した数(但し、この場合に0.01株未満の端数が生ずるときは切り捨てる。)とします。
3. 新株予約権1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という)は、発行日以後、以下の規定にしたがい調整されるものとします。

発行当初、新株予約権1株あたりの払込金額は764,782円でありましたが、平成18年8月14日付けで第三者割当増資に伴う新株の発行を時価を下回る価額で発行(発行株式数4,700株、発行価額423,700円、発行日前日のジャスダック証券取引所での取引価格終値446,000円)しておりますので、新株予約権1株あたりの払込金額は761,819円となっております。

- (ア)当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(イ) 当社が調整前における行使価額を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合には、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。ただし、本項でいう「自己株式の処分」は、新株予約権の行使により新株式を発行又は自己株式を処分する場合を除きます。また、「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数をいい、当社の保有する自己株式数は含みません。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{(又は処分する自己株式数)} \times \text{(又は1株当たりの処分価額)}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株式発行(又は自己株式処分)前の時価}} \times \text{新株式発行(又は自己株式処分)前の時価}$$

また、その時点における行使価額を下回る価額により新株式の発行又は自己株式の移転を受けることができる新株予約権又は新株予約権が付された新株予約権付社債の発行が行われる場合にも適宜調整されます。この場合において、1株あたりの払込金額は、当該新株予約権を行使した場合の1株あたりの新株式の発行価額又は自己株式の処分価額をいいます。

(ウ) 当社が他社と吸収合併を行う場合において、合併契約書により新株予約権を存続会社において承継することが認められたとき、又は当社が会社分割を行う場合において、分割によって設立された会社もしくは分割によって営業を承継する会社が新株予約権にかかる当社の義務を承継する場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(ア) 対象者は、以下の区分にしたがって新株予約権を行使することができます。なお、各区分において行使可能な新株予約権の数が1個未満となる場合は小数第1位を四捨五入するものとします。

(A) 対象幹部従業員

平成20年6月24日から平成21年6月23日までは、当初の新株予約権の数の25%について権利を行使することができる。

平成21年6月24日から平成22年6月23日までは、すでに行使済みを含めて当初の新株予約権の数の50%までについて権利を行使することができる。

平成22年6月24日から平成23年6月23日までは、すでに行使済みを含めて当初の新株予約権の数の75%までについて権利を行使することができる。

平成23年6月24日から平成24年6月22日までは、新株予約権の数のすべてについて権利を行使することができる。

(B) 対象従業員

平成22年6月24日から平成23年6月23日までは、すでに行使済みを含めて当初の新株予約権の数の50%までについて権利を行使することができる。

平成23年6月24日から平成24年6月22日までは、新株予約権の数のすべてについて権利を行使することができる。

(イ) 対象者は、新株予約権の行使時においても当社又は当社子会社若しくは関連会社の取締役、監査役および従業員（顧問を含む）の地位（以下、「権利行使資格」という。）を保有していることを要します。但し、対象者が以下の各号の原因により権利行使資格を喪失した場合は、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができます。その場合の権利行使期間は、平成19年6月23日までに権利行使資格を喪失した場合は平成19年9月23日まで、平成19年6月24日以降に権利行使資格を喪失した場合は、権利行使資格喪失後3ヶ月を経過する日までとします。

重度の心身の障害による執務不能

定年による退職

業務命令による子会社又は関連会社以外の会社への転籍

(ウ) 対象幹部従業員が平成20年6月24日以降に死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象幹部従業員の相続人は、資格喪失後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができます。なお、対象幹部従業員が平成20年6月23日までに死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象幹部従業員の相続人は新株予約権を行使できないものとします。対象従業員が平成22年6月24日以降に死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象従業員の相続人は、資格喪失後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができます。なお、対象従業員が平成22年6月23日までに死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象幹部従業員の相続人は新株予約権を行使できないものとします。

(エ) 対象者に、定款もしくは社内規則に違反する重大な行為があった場合、又は権利行使資格の喪失の前後を問わず、また(イ)に該当するか否かを問わず、以下の各号のいずれかの場合に該当するときは、対象者は、以後新株予約権を行使することができないものとします。

故意又は重大な過失によって当社に対して損害を与えた場合、

当社の事前の書面による承諾なしに当社と競業し又は当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、従業員、顧問、相談役若しくはコンサルタントに就任若しくは就職した場合、

禁固以上の刑に処せられた場合、

新株予約権を放棄した場合。

(オ) 対象者は、新株予約権の質入れその他の処分をすることができません。

(カ) その他の条件については、第9期定時株主総会及び新株予約権発行にかかる取締役会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによります。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減 額(千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年10月1日～ 平成20年12月31日 (注)1	110	62,080	837	3,229,934	837	3,515,934

(注)1. 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 8	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 62,072	62,072	同上
端株	-	-	-
発行済株式総数	62,080	-	-
総株主の議決権	-	62,072	-

(注)「端株」には、当社所有の自己株式0.2株が含まれております。

【自己株式等】

平成20年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
エキサイト株式会社	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー20階	8	-	8	0.01
計	-	8	-	8	0.01

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	76,000	88,000	84,000	69,000	61,500	57,000	45,250	38,300	34,500
最低(円)	70,500	72,500	66,500	61,000	50,100	44,000	26,800	28,000	27,000

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

### 3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

#### 役職の異動

平成20年7月1日付けの組織変更及び人事異動により役職の異動がありました。

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役	執行役員 メディア&コン テンツ本部長	取締役	執行役員 メディア本部長	坂本 孝治	平成20年7月1日
取締役	執行役員 チーフ・フィナ ンシャル・オ フィサー、財務 管理本部長	取締役	執行役員 チーフ・フィナ ンシャル・オ フィサー、経営 管理部長	中島 徹	平成20年7月1日

## 第5【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）から、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣布令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。





1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	3,841,265	4,120,513
受取手形及び売掛金	2,121,375	2,270,954
たな卸資産	1 14,924	1 66,438
その他	206,469	371,486
貸倒引当金	47,946	34,237
流動資産合計	6,136,089	6,795,154
固定資産		
有形固定資産	2 27,808	2 160,412
無形固定資産		
のれん	2,041	124,675
その他	460,343	764,704
無形固定資産合計	462,385	889,380
投資その他の資産		
投資有価証券	293,173	542,413
その他	218,057	257,460
貸倒引当金	6,083	4,921
投資その他の資産合計	505,147	794,952
固定資産合計	995,341	1,844,745
資産合計	7,131,431	8,639,899
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	991,392	938,784
未払法人税等	11,649	115,445
引当金	70,974	-
その他	395,638	348,494
流動負債合計	1,469,655	1,402,725
固定負債		
長期未払金	8,578	13,176
リース資産減損勘定	305,150	-
固定負債合計	313,729	13,176
負債合計	1,783,385	1,415,901

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	3,229,934	3,227,467
資本剰余金	3,650,815	3,648,348
利益剰余金	1,967,112	10,115
自己株式	4,830	4,800
株主資本合計	4,908,807	6,860,900
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,949	11,224
評価・換算差額等合計	3,949	11,224
新株予約権	171,866	137,058
少数株主持分	271,321	237,263
純資産合計	5,348,046	7,223,998
負債純資産合計	7,131,431	8,639,899

( 2 ) 【四半期連結損益計算書】  
 【第3四半期連結累計期間】

( 単位：千円 )

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
売上高	9,737,458
売上原価	6,199,689
売上総利益	3,537,768
販売費及び一般管理費	3,979,137
営業損失( )	441,369
営業外収益	
受取利息	9,315
受取配当金	975
その他	5,511
営業外収益合計	15,802
営業外費用	
持分法による投資損失	46,269
その他	2,289
営業外費用合計	48,558
経常損失( )	474,125
特別利益	
投資有価証券売却益	6,719
関係会社株式売却益	41,534
新株予約権戻入益	11,890
特別利益合計	60,145
特別損失	
固定資産除却損	10,646
減損損失	830,119
投資有価証券評価損	235,441
リース解約損	72,601
関係会社整理損	92,616
その他	13,538
特別損失合計	1,254,963
税金等調整前四半期純損失( )	1,668,943
法人税、住民税及び事業税	34,322
法人税等調整額	219,272
法人税等合計	253,595
少数株主利益	34,458
四半期純損失( )	1,956,996

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
売上高	3,104,238
売上原価	2,025,212
売上総利益	1,079,026
販売費及び一般管理費	1,194,435
営業損失( )	115,409
営業外収益	
受取利息	2,244
その他	1,081
営業外収益合計	3,325
営業外費用	
持分法による投資損失	4,387
その他	57
営業外費用合計	4,445
経常損失( )	116,528
特別利益	
関係会社株式売却益	41,534
リース解約違約金清算益	136
新株予約権戻入益	2,329
特別利益合計	44,001
特別損失	
固定資産売却損	455
固定資産除却損	279
和解金	3,441
その他	28
特別損失合計	4,205
税金等調整前四半期純損失( )	76,732
法人税、住民税及び事業税	7,734
法人税等合計	7,734
少数株主利益	7,481
四半期純損失( )	91,948

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第3四半期連結累計期間  
 (自平成20年4月1日  
 至平成20年12月31日)

<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前四半期純損失( )	1,668,943
減価償却費及びその他の償却費	210,381
株式報酬費用	46,697
貸倒引当金の増減額( は減少)	14,870
引当金の増減額( は減少)	70,974
受取利息及び受取配当金	10,290
持分法による投資損益( は益)	46,269
新株予約権戻入益	11,890
固定資産除却損	10,646
リース解約損	72,601
減損損失	830,119
投資有価証券売却損益( は益)	6,719
関係会社株式売却損益( は益)	41,534
投資有価証券評価損益( は益)	235,441
関係会社整理損	92,616
売上債権の増減額( は増加)	147,250
たな卸資産の増減額( は増加)	50,080
その他の流動資産の増減額( は増加)	1,252
仕入債務の増減額( は減少)	52,607
その他の流動負債の増減額( は減少)	79,601
長期未払金の増減額( は減少)	4,805
リース資産減損勘定の増減額( は減少)	30,132
その他	712
<b>小計</b>	<b>187,805</b>
利息及び配当金の受取額	10,290
リース解約損の支払額	72,601
法人税等の支払額	153,006
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>27,511</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有形固定資産の取得による支出	16,950
有形固定資産の除却による支出	8,100
無形固定資産の取得による支出	203,547
投資有価証券の取得による支出	26,765
投資有価証券の売却による収入	6,720
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	6,986
その他	1,012
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>256,641</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
株式の発行による収入	4,934
自己株式の取得による支出	30
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>4,904</b>
<b>現金及び現金同等物の増減額( は減少)</b>	<b>279,248</b>
現金及び現金同等物の期首残高	4,120,513
<b>現金及び現金同等物の四半期末残高</b>	<b>3,841,265</b>

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
1. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>重要な資産の評価基準及び評価方法の変更</p> <p>たな卸資産</p> <p>通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として移動平均法による原価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。</p> <p>従来の処理方法に比べた時の、当第3四半期連結累計期間の営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失に対する影響は、それぞれ損失額が16,512千円増加しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>
2. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更</p> <p>株式会社クロスネットワークスは、平成20年10月31日をもって清算したため、第3四半期会計期間より連結の範囲から除外しております。また、エキサイトFX株式会社は、平成20年10月7日付けで株式譲渡しましたので、第3四半期会計期間より連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数</p> <p>4社</p>

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
1. 法人税等及び繰延税金資産の算定方法	<p>繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度決算において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを基本とし、経営環境等の変化による重要な影響を加味した方法に拠っております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
1. 税金費用の計算	<p>税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。</p> <p>なお、見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、重要な加減算項目や税額控除項目を考慮して税金費用を算定しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1. たな卸資産の内容は次のとおりであります。 商品及び製品 4,562千円 仕掛品 8,859千円 原材料及び貯蔵品 1,503千円 2. 有形固定資産の減価償却累計額は、304,911千円であります。	1. たな卸資産の内容は次のとおりであります。 商品及び製品 42,186千円 仕掛品 9,376千円 原材料及び貯蔵品 14,875千円 2. 有形固定資産の減価償却累計額は290,855千円であります。

(四半期連結損益計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給料手当 1,091,835千円 賞与引当金繰入額 58,454千円 貸倒引当金繰入額 14,870千円

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給料手当 365,005千円 賞与引当金繰入額 35,341千円 貸倒引当金繰入額 3,437千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日現在)
現金及び預金勘定 3,841,265千円 現金及び現金同等物 3,841,265千円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数  
普通株式 62,080株
2. 自己株式の種類及び株式数  
普通株式 8株
3. 新株予約権等に関する事項  
ストック・オプションとしての新株予約権  
新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 171,866千円
4. 配当に関する事項  
該当事項はありません。



(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)

	メディア事業 (千円)	エンタテインメント事業 (千円)	金融サービス事業 (千円)	その他事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高及び営業損益							
(1)外部顧客に対する売上高	859,167	2,151,080	13,337	80,652	3,104,238	-	3,104,238
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	2,800	2,800	2,800	-
計	859,167	2,151,080	13,337	83,452	3,107,038	2,800	3,104,238
営業利益又は営業損失( )	4,329	129,788	5,006	82,161	56,963	172,372	115,409

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)

	メディア事業 (千円)	エンタテインメント事業 (千円)	金融サービス事業 (千円)	その他事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高及び営業損益							
(1)外部顧客に対する売上高	2,889,646	6,533,698	28,834	285,278	9,737,458	-	9,737,458
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	108	-	-	33,300	33,408	33,408	-
計	2,889,754	6,533,698	28,834	318,578	9,770,866	33,408	9,737,458
営業利益又は営業損失( )	11,893	500,499	117,338	291,265	80,002	521,371	441,369

(注)1. 事業区分の方法及び各区分に属する主要なサービス等の名称

事業区分は、サービス内容及び特性を考慮して区分しております。

事業区分	主要なサービス
メディア事業	広告、アフィリエイト広告、検索連動型広告等
エンタテインメント事業	コミュニティーサービス、オンラインゲーム、音楽コンテンツ配信、インターネット接続サービス等
金融サービス事業	カードローン、クレジットサービス、外為証拠金取引事業等
その他事業	Eコマース、新規事業等

連結範囲の変更(子会社の異動等)に伴い第3四半期連結会計期間よりメディア事業の「アフィリエイト広告」及び金融サービス事業の「外為証拠金取引事業」による収益は計上されておられません。

2. 事業区分の変更

前連結会計年度では、金融サービス事業をその他事業に含めて表示しておりましたが、当セグメントの重要性が増したため第1四半期連結会計期間より区分掲記しております。そのため、当第3四半期連結累計期間におけるその他事業の売上高及び営業損失は、従前の区分に比べ、それぞれ28,834千円、117,338千円減少しております。

3. 会計処理の方法の変更

( 棚卸資産の評価に関する会計基準 )

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」1.(1)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、メディア事業の営業損失が第3四半期連結累計期間で7,488千円増加しているほか、その他事業の営業損失が第3四半期連結累計期間で9,023千円増加しております。

4. 固定資産の減損損失の計上

当第1四半期及び第2四半期連結会計期間において固定資産について減損損失を計上しました。第3四半期累計期間での各セグメントの資産の減少額は、メディア事業で104,875千円、エンタテインメント事業で160,712千円、その他事業で126,824千円、消去又は全社の資産で102,424千円となっております。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

( 有価証券関係 )

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)

記載すべき事項はありません。

( デリバティブ取引関係 )

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)

該当事項はありません。

( ストック・オプション等関係 )

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)

ストック・オプションに係る当第3四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 13,465千円

新株予約権戻入益 2,329千円

( 1 株当たり情報 )

1 . 1 株当たり純資産額

当第 3 四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)		前連結会計年度末 (平成20年 3月31日)	
1 株当たり純資産額	79,018.86円	1 株当たり純資産額	110,920.88円

2 . 1 株当たり四半期純損失金額

当第 3 四半期連結累計期間 (自平成20年 4月 1日 至平成20年12月31日)		当第 3 四半期連結会計期間 (自平成20年10月 1日 至平成20年12月31日)	
1 株当たり四半期純損失金額	31,611.35円	1 株当たり四半期純損失金額	1,483.26円
なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1 株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1 株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 1 株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第 3 四半期連結累計期間 (自平成20年 4月 1日 至平成20年12月31日)	当第 3 四半期連結会計期間 (自平成20年10月 1日 至平成20年12月31日)
四半期純損失 (千円)	1,956,996	91,948
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失 (千円)	1,956,996	91,948
期中平均株式数 (株)	61,908.04	61,991.02
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

( 重要な後発事象 )

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第3四半期連結累計期間  
 (自平成20年4月1日  
 至平成20年12月31日)

所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っており、リース取引残高が前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められます。

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び残高相当額

	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	減損損失累計額相当額 (千円)	残高相当額 (千円)
建物及び構築物	3,938	1,281	2,577	78
工具器具備品	605,464	222,004	248,256	135,694
ソフトウェア	179,423	71,602	84,448	22,881
合計	788,826	294,888	335,282	158,654

2. 未経過リース料残高相当額等

未経過リース料残高相当額

1年内 172,473千円

1年超 317,228千円

合計 489,701千円

リース資産減損勘定の残高 305,150千円

3. 四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

	会計期間 (千円)	累計期間 (千円)
支払リース料	49,492	155,992
リース資産減損勘定の取崩額	30,132	30,132
減価償却費相当額	15,019	115,379
支払利息相当額	4,161	13,626
減損損失	-	335,282

4. 四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間の減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

5. 四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間の利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月12日

エキサイト株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 坂本 満夫 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 林 一樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているエキサイト株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手續により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、エキサイト株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。